

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

		（基礎的電気通信役務の範囲）	現行 (傍線の部分は改正部分)
		改正案	
第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。		（基礎的電気通信役務の範囲）	
一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二条の二の二第一項第一号及び第二十七条の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）	一 （同上）	第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。	
イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの	イ （同上）	一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二条の二の二第一項第一号及び第二十七条の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）	
ロ ハ アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）	ロ ハ （同上）	イ アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）	
二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）	二 （同上）	二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）	
イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一	イ （同上）	イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一	

一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

(略)

ハ 口 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一つの種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものと含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものと除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）

ハ 口
(同上)

が、第一号イに掲げる電気通信役務（適格電気通信事業者が提供するものに限る。）のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額で提供されるもの

(2) 地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される光電話役務であつて、(1)に規定する基本料金の額が、月額住宅用基本料金の最高額に当該額の一割に相当する額を加えた額未満で提供されるもの

(3) 光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて(1)又は(2)に規定する光電話役務に相当するものとして別に告示で定めるもの

ロ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（イに該当する電気通信役務に係るものに限る。）に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

			(基礎的電気通信役務の契約約款の届出)
			第十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。
			(基礎的電気通信役務の料金の減免の基準)
			第十七条 法第十九条第四項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。
		一〇六 (略)	
			(通信量等の記録方法)
			第二十一条 (略)
			(契約約款等の公表)
			第二十二条 (略)
			(基礎的電気通信役務の提供)
			第二十二条の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第一百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。）は、第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。
2	前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、		(基礎的電気通信役務の料金の減免の基準)
			第十七条 (同上)
			(通信量等の記録方法)
			第二十条の二 (同上)
			(契約約款等の公表)
			第二十二条の二 (同上)
			第二十一条から第二十二条まで 削除

その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一 （略）

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イ～ロ （略）

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

二 （略）

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、

次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 （略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イ～ホ （略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 （同上）

一 （同上）
二 （同上）

イ～ロ （同上）

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

二 （同上）

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 （同上）

一 （同上）

二 事業用電気通信設備規則第二条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イ～ホ （同上）

三〇八 (略)

九 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、リ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ～ホ (略)

ヘ インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準及びその測定方法に関する説明書

ト インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準及びその測定方法に関する説明書

チ インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

リ その他イからチまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第一百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）

二 基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四〇五 (略)

(緊急通報の通信回数)

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

三〇八 (同上)

九 (同上)

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、リ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ～ホ (同上)

ヘ その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四〇五 (同上)

(緊急通報の通信回数)

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ及び第二号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

る。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第一百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における当該基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二 (略)

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電

きは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 (同上)

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第一百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における当該基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二 (同上)

様式第12の6(第14条の2関係)

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記入すること
とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省
略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す
ること。)

電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供(変更)を行う区域	
その他参考となる事項	

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、
(1)、(2)又は(3)のいずれによるものかを記載とともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする
電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又
は名称を記載すること。
- 2 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務
について記載すること。
- 3 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町
村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。
- 4 参考となる資料があれば添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第15の2(第22条の2第2項関係)

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記入すること
とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省
略できる。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す
ること。)

電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通
信役務に代えて同条第3号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電
気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役 務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注1 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町
村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

2 参考となる資料があれば添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第1項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1～2 (略)

3 第14条第1号及び第3号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第1項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1～2 (略)

3 第14条第1号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）
基礎的電気通信役務収支表

事業者名_____

年月日から
年月日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小計				
2 第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小計				
3 第14条第3号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
	合計				

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- (1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる御電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの
- (2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

注2～4 (略)

第2表 交付金等

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）
基礎的電気通信役務収支表

事業者名_____

年月日から
年月日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小計				
2 第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小計				
合計					

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- (1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる御電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

- (2) 第14条第1号ハ及び第2号ハに規定する基礎的電気通信役務に係るもの
注2～4 (略)

第2表 交付金等

○事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）

(傍線の部分は改正部分)

改正案

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備
 - 第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策
 - 第一款 アナログ電話用設備等（第三条の二～第十六条）
 - 第二款 その他の電気通信回線設備（第十六条の二～第十六条の六）
 - 第二節 秘密の保持（第十七条・第十八条）
 - 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条～第二十二条）
 - 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条～第二十五条）
- 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備
 - 第一款 アナログ電話用設備（第二十六条～第三十五条の二の三）
 - 第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四～第三十五条の七）
 - 第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八～第三十五条の十五）
 - 第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備（第三十五条の十六～第三十五条の二十二）
 - 第五款 その他の音声伝送用設備（第三十六条～第三十六条の八）
- 第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）
- 第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
 - 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条～第四十八条）
 - 第二節 秘密の保持（第四十九条）
 - 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）
 - 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

現行

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備
 - 第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策
 - 第一款 アナログ電話用設備等（第三条の二～第十六条）
 - 第二款 その他の電気通信回線設備（第十六条の二～第十六条の六）
 - 第二節 秘密の保持（第十七条・第十八条）
 - 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条～第二十二条）
 - 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条～第二十五条）
- 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備
 - 第一款 アナログ電話用設備（第二十六条～第三十五条の二の三）
 - 第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四～第三十五条の七）
 - 第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八～第三十五条の十五）
 - 第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備（第三十五条の十六～第三十五条の二十二）
 - 第五款 その他の音声伝送用設備（第三十六条～第三十六条の八）
- 第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）
- 第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
 - 第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条～第四十八条）
 - 第二節 秘密の保持（第四十九条）
 - 第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）
 - 第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雜則（第五十四条・第五十五条）

附則
第五章 雜則（第五十四条・第五十五条）

（定義）

第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一～五 （略）

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七～九 （略）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雜則（第五十四条・第五十五条）

附則
第五章 雜則（第五十四条・第五十五条）

（定義）

第三条 （同上）

2 （同上）

一～五 （同上）

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七～九 （同上）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
気通信設備

（接続品質）

第五十二条 アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トラヒツクについて、次の各号に適合しなければならない。

一 アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 アナログ電話用設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末

（接続品質）

第五十二条 （同上）

第五節 アナログ電話用設備

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

設備等に対し着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないこととの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2| 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3| 第一項の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号」又は「電気通信番号」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十三条 第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備

（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）について準

（準用）
第五十三条 （同上）

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

4 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

6 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3 (同上)

4 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

(通信量等の記録)	現行
<p>第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならぬ。</p>	<p>（通信量等の記録）</p> <p>第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条各号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならぬ。</p>
2 (略)	2 (同上)

○電気通信事業会社規則（昭和六十年郵政省令第11十六号）

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

様式第14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名_____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の				
電気通信役務				

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の				
電気通信役務				

(記載上の注意)

- 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。
- ～5 (略)

様式第14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名_____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の				
電気通信役務				

(記載上の注意)

- 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載すること。
- ～5 (略)

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条（略）

報告対象役務

（略）

総合デジタル通信サービス	（略）
--------------	-----

（略）

I P電話（当該I P電話の提供のために電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）	（略）
--	-----

（略）

2
～
3
（略）

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条（同上）

報告対象役務

（同上）

総合デジタル通信サービス	（同上）
--------------	------

（同上）

I P電話（当該I P電話の提供のために電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）	（同上）
--	------

（同上）

2
～
3
（同上）

現行

（傍線の部分は改正部分）

第二条（同上）

報告対象事業者

（同上）

様式第一	（同上）
------	------

（同上）

様式第五	（同上）
------	------

（同上）

（同上）

様式第4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別優先電話契約数	
年 3 月 31 日現在	
<u>サービスの種類</u>	
<u>事業者名</u>	
都道府県	契 約 数
合 計	

注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP電話、携帯電話又はPHSをいう。）について記載すること。

- 2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別優先電話契約数	
年 3 月 31 日現在	
<u>サービスの種類</u>	
<u>機関の種類</u>	
<u>事業者名</u>	
都道府県	契 約 数
合 計	

注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、携帯電話又はPHSをいう。）について記載すること。

- 2 電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関の種類ごとに別葉とすること。
- 3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
利用数	年 月 現在
<u>サービスの種類</u> I P電話	
<u>事業者名</u>	
利用数	

- 注1 I P電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
2 電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
3 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役務を提供している場合には、
これを再掲すること。
4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービス提供している場合は、最終
利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
利用数	年 月 現在
<u>サービスの種類</u> I P電話	
<u>事業者名</u>	
利用数	

- 注1 I P電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
2 電気通信番号の種別ごとに記載すること。
3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービス提供している場合は、最終
利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供している者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、次に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

- 一 新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出
- 二 新施行規則第十四条の二に規定する様式第十二の六の書類の報告（当該電気通信役務の提供に関し、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合に限る。）

3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。

4 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

6 この省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第14は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。
(検討)

7 総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。